

兵庫県公報

平成22年 1月29日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (新産業立地課)	1

公布された法令のあらまし

◎産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）
産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例に基づく新規成長事業について、高度な情報処理の技術の普及及び促進による県産業の発展と地域経済の振興を図るため、高度な情報処理を行う電子計算機を利用する研究の支援又は当該研究を行う人材の育成に係る事業の円滑な実施を支援する事業を追加することとした。

規 則

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 1月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第3号

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の款に次のように加える。

7 高度な情報処理を行う電子計算機を利用する研究の支援又は当該研究を行う人材の育成に係る事業の円滑な実施を支援する事業	貸事務所業に属する事業のうち、高度な情報処理の技術の普及及び促進に寄与する研究支援施設又は教育施設の賃貸を行う事業	賃貸を行う事務所、教室、試験研究施設、研修施設及びこれらの附帯施設
---	---	-----------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。